

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 6 月 28 日（金）第2918号の 6



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿登録の期日等（選挙管理委員会取扱い） 1
- 参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場へのポスター掲示開始期日
（選挙管理委員会取扱い） 1
- 参議院鹿児島県選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間
（選挙管理委員会取扱い） 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 14 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定めた。

平成25年 6 月 28 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成25年 7 月 3 日
ただし、年齢については同月21日
- 2 登録を行う日
平成25年 7 月 3 日
- 3 縦覧に供する期間
平成25年 7 月 4 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 15 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を同月4日からと定めた。

平成25年 6 月 28 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 16 号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第2項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を、同月4日と定めた。

平成25年 6 月 28 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎